



[主な内容] ▶3面 市長と語ろう！意見交換会 ▶特集 立川市教育だより「たっち」

市民税・都民税

申告の準備はお済みですか

[申告受付期間] 2月16日(金)～3月15日(金)

関課税課市民税係・内線1206



まもなく市民税・都民税の申告の受け付けが始まります。申告受付会場の混雑緩和にご協力をお願いします。所得税の確定申告については2面をご覧ください。



申告・相談会場

市ホームページに混雑予想を掲載しています。市役所で申告書を提出する方は、なるべく混雑する日を選んでご来庁ください。

受付場所	受付日	受付時間
市役所 1階 101会議室	2月16日(金)～3月15日(金) 〔土曜・日曜日、祝日を除く〕	午前9時～ 午後4時
子ども未来センター	2月25日(日)	午前9時30分～ 午後3時
こぶし会館	2月27日(火)	
若葉会館	2月29日(木)	
滝ノ上会館	3月1日(金)	
西砂学習館	3月3日(日)	

申告が必要な方、不要な方

- ①～④に該当する方は申告が不要、それ以外の方は申告が必要です。
- 令和5年分所得税の確定申告書を税務署に提出する方
 - 令和5年中の収入が給与のみで、勤務先から立川市に給与支払報告書の提出があり、控除等の追加がない方(提出されているか不明な場合、勤務先の給与担当者に確認してください)
 - 令和5年中の収入が公的年金等のみ(遺族・障害年金等非課税の年金を除く)で、控除等の追加がない方
 - 同居の親族に扶養されている方(ただし、所得金額が記載された証明書の発行を希望する場合は申告が必要です)

申告に必要なもの

申告書	申告・相談会場や課税課(市役所1階36番窓口)、窓口サービスセンター、市内各連絡所で配布しています。昨年申告した方には、2月5日に発送しました。
令和5年中の所得に関する書類	▷給与所得・公的年金収入のある方は源泉徴収票 ▷それ以外の所得のある方は、収入金額や必要経費の分かる帳簿など
令和5年中の控除に関する書類	▷国民年金保険料や生命保険料等の控除証明書 ▷社会保険料・寄附金等の領収書 ▷医療費控除の明細書(ご自宅で作成してお持ちください) ▷障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳、愛の手帳、障害者控除対象者認定書など
本人確認書類	▷マイナンバーカード ▷マイナンバーカードをお持ちでない方は、番号確認書類(通知カード等)と本人確認書類(運転免許証等)



郵送での申告にご協力ください

〒190-8666〔住所記入不要〕
立川市役所 課税課市民税係 宛

申告窓口は大変混み合います。混雑を避けるため、郵送での提出にご協力をお願いします。

よくある質問



医療費控除を申告したいのですが、領収書があれば申告できますか。



領収書では申告できません。医療費控除の明細書を作成して提出してください。